

令和2年（2020年）7月27日

各指定地方公共機関の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県リスクレベルについて

このことについて、直近1週間（7月21日から7月27日）で、クラスターを含む10名以上の新規感染者が確認されたことを踏まえ、専門家の意見も伺い、総合的に判断した結果、7月27日からのリスクレベルを「レベル3警報」に引き上げ、対策については下記のとおりとしますのでお知らせします。

貴機関におかれましては、より一層の感染防止対策に取り組んでいただくとともに、貴機関所属の会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく県民の皆様への協力要請
 - ・ 不要不急の県外への外出は自粛すること
 - ・ 特に「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動は極力自粛すること
 - ・ 外出する場合は、マスク着用や手洗い等の感染防止対策を徹底すること
 - ・ 感染防止対策のできていない「特定の飲食店」（「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡）の利用を自粛すること
- 2 特措法第24条第9項に基づく事業者への協力要請
 - ・ 「特定の飲食店」においては、感染拡大予防ガイドラインや県が示すチェックリスト等による感染防止対策を徹底すること（徹底されない場合は、休業要請を検討）
- 3 特措法第24条第9項に基づく催事等の開催に係る主催者への協力要請
 - ・ 催事等を開催する場合は、感染防止対策を徹底すること
- 4 不特定多数が利用する県有施設の閉館
 - ・ 県有施設の感染防止対策を再度点検し、感染防止対策ができていない施設は閉館すること

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

中満、谷津、島田

直通：096-333-2478（内線 5933、5934）